

議第133号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例  
京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(供用時間及び供用しない日)」に改め、同条本文中「供用日及び供用時間」を「供用時間及び当該施設を供用しない日」に改める。

第 6 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項本文中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、洋弓場の部分使用及びトレーニングルームの使用料を徴収しない。
- (1) 身体障害者福祉法第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
  - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
  - (5) 戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
  - (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定

管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)

別表第1を次のように改める。

区 分	供 用 時 間	供 用 し な い 日
体 育 館	午前8時から午後10時まで	1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月31日まで
野 球 場	午前6時から午後7時まで	
野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から午後7時まで	
洋 弓 場	午前9時から午後5時(別に定める期間(以下「特定期間」という。)にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)まで	
ゲ ー ト ボ ー ル 場	午前9時から午後7時まで	
ク リ ケ ッ ト ゴ ル フ 場	午前9時から午後7時まで	
そ の 他 の 施 設	午前8時から午後10時まで	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

京都市横大路運動公園の施設を供用しない日を変更するとともに、使用料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。